

# 令和3年度 定期監査結果報告書の概要

令和4年2月  
瀬戸内市監査委員

## 1 監査の実施状況

令和3年度の監査対象となる部局は、13部局を選定し、その部局のうち監査対象25部署を選定した。そして、監査期間は、3年9月17日から4年2月8日までとなっている。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として、①随意契約事務の適正化、②補助金・委託料等を支出し事務局を担っているもの、③議会政務活動費の執行状況、④行政財産の目的外使用許可、⑤資産の活用や管理の状況、⑥50万円以上の物品の管理状況を設定し、この重点監査事項に係る事務等が、関係規程に基づき適正に行われているか、効率性・経済性又は有効性の観点から適切か、事務処理上改善する必要があるかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、これら関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリングを実施した。

有効性、効率性、経済性、合規性等の観点から実施した監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表1のとおり、13部署に対し、8件の指摘、6件の指導を行った。

表1 過去4年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 計(件)	個別事項の うち指摘事項 (件)	個別事項の うち指導事項 (件)
平成30年度	34	20	8	5	3
令和元年度	34	14	12	7	5
令和2年度	25	16	14	7	7
令和3年度	24	13	14	8	6

(注1) 元年度までは、指導事項ではなく、意見(要望)事項としていた。

(注2) 1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

## 2 監査の結果の概要

### 【指摘事項 8 件】

#### (1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 適正な支出負担行為を行わないまま、口頭にて発注をし、5月に作業が完了しているにもかかわらず、10月から発注したのものとして事実と異なる書類を事後に作成しており、法令等に違反しているもの（建設課 6・7 ページ参照）

#### (2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

ア 緊急の必要による随意契約をするにあたり、緊急の定義及び基準を明確化するよう是正する必要があるもの（秘書広報課、建設課、総務学務課 8～10 ページ参照）

イ 随意契約の理由が正しく判断できる資料がないまま継続して契約していたことは、是正する必要があるもの（総務課、税務課、文化観光課、総務学務課 11・12 ページ参照）

ウ 岡山県市町村職員年金者連盟瀬戸内支部の事務局を市が担っていることについて是正する必要があるもの（総務課 13 ページ参照）

エ 瀬戸内市国際交流推進協議会の事務局を市が担っていることや、事務局を担う場合でも規程等がないまま事務をすることについて、検討し是正する必要があるもの（秘書広報課 14・15 ページ参照）

オ 行政財産の目的外使用許可における使用料を定めるにあたり、使用料条例以外の法令等の規定を用いたり、適正な価格の基準が定まっていなかったりしていることは適正を欠いており、是正する必要があるもの（契約管財課、長船支所、建設課、図書館 16・17 ページ参照）

カ 備品台帳に、市が所有する物品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの（契約管財課、トータルサポートセンター、建設課、総務学務課 18 ページ参照）

キ 市が寄附を受けた物品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの（秘書広報課、議会事務局 19 ページ参照）

### 【指導事項 6 件】

#### (1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

ア プロポーザルを実施する際の仕様書等に、履行状況の条件を満たした場合に定めた期間の範囲で契約を継続できることを明示したり、成果を評価する基準等を設けたりするなど、有効性の観点から検討する必要があるもの（秘書広報課 20・21 ページ参照）

イ 市有自動車の効率的運用を図るため、適正な数及び配置となるよう有効性の観点から検討する必要があるもの（総務課、契約管財課 22・23 ページ参照）

ウ 道の駅一本松展望園の遊休資産の活用や、市の関与の在り方について、有効性等の観点から検討する必要があるもの（文化観光課 24 ページ参照）

#### (2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 庁舎の管理について、鍵の台帳を整備することなど適正に管理するよう検討する必要があるもの（契約管財課、子育て支援課、建設課、文化観光課、総務学務課、図書館 25 ページ参照）

イ 広聴広報支援（写真撮影及び記事の提供）について、業務内容と異なるストック写真を更新などしていることは、適切とはいえず、事務処理上改善する必要があるもの（秘書広報課 26 ページ参照）

ウ 釣銭等について、過誤納金があった場合の事務フロー等を整備するよう検討する必要があるもの（総務課、市民課、税務課、長船支所、（子育て支援課）、図書館 27 ページ参照）

### 3 監査委員の意見

監査委員は、監査等の結果にあたり、指摘事項等により、市の財務事務について、是正や改善を求め、適正で効率の良い事務が実施できることを望んでいる。

しかし、今年度も、過去に指摘したものと類似した事案が見受けられた。また、事業を実施するにあたり、公平性やリスクを勘案する基準の定めなどがないまま決定の判断をしていたり、前例を踏襲することのみを根拠にしていたりする事案なども見受けられた。

このような指摘事項等の状況を受けて、市は、現在の財務事務の在り方が職員の負担になり、結果、職員が疲弊していないか確認し、見直すことが重要である。そのためには、契約事務等に関連する手続きで定められた金額要件がバランスの取れたものになっているかを調査し改善する必要がある。半面、10万円未満の契約において、支出負担行為に係る書類が存在しなくても事務が可能となっている現状が見受けられたことから、リスク管理上、見直し等検討する必要がある。

については、監査の結果に基づいて、特に次の点に留意し改善することを望むものである。

契約事務では、市の入札手続きでは事務処理が間に合わないという理由による随意契約は、適切とはいえない。市は、入札の回数を増やしたり、柔軟に対応できたりする環境を整備する必要がある。また、例外的に随意契約をする場合、競争性の確保を念頭に、特殊性や緊急性等を拡大解釈することなく、適正に実施できるような基準等を策定する必要がある。その上で、市は、大規模災害等を想定した緊急時の契約の在り方について、先進的な取り組みなどを調査し、検討しておく必要がある。さらに、プロポーザルによる契約を翌年度以降に継続する場合は、コロナ禍などの社会状況の変化により、内容の変更を必要とするのであれば、その変化に適応した提案を再度公募することが適切である。

物品（公有財産）の管理事務では、数年指摘を続けているが、記録等を確認する仕組みが有効に機能しておらず、監査等の結果に対応した措置ができていないと言わざるを得ない状況である。市は、固定資産台帳も含めた公会計による財務諸表を適正に作成するためには、財務事務全般の情報について、全庁横断的にデジタル化し、情報共有等を行うことについて、体制等の検討を行い、その取り組みを進めていく必要がある。

さらに、市は、事実と異なる契約事務を行い、法令等に違反していることは問題であり、単に指導や注意をするのみにとどめることなく、是正する必要がある。そして、市は、効率的で、公正性や透明性を確保できるように、事務を見直し、改善していく必要がある。

最後に、市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのためには、内部統制の観点で、組織全体を調査し、リスクを把握した上で、例規等を改正するなど、効率的で、公正性や透明性を確保できる環境に改善していくことが重要であり、求められている。